

平成 17 年（行ウ）第 23 号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子
被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

平成 18 年 3 月 13 日

仙台地方裁判所 第 1 民事部 御 中

原告訴訟代理人 佐藤由紀子
土井浩之

証 拠 説 明 書 3

甲 7 号証 中学校学習指導要領 平成元年 3 月文部省作成 学級活動、生徒会等の特別活動について、教師の適切な指導の下に生徒の自発的、自治的な活動が助長されるよう配慮する旨の記載がある。

甲 8 号証 中学校学習指導要領（平成 10 年 12 月） 平成 11 年 9 月文部省作成 生徒会活動の特質については生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、協力し合って望ましい集団活動を進めるよう指導援助することが大切である（57 頁）とし、生徒会活動の具体的な内容が示され、指導上の留意点としては、活動の計画や内容は、広報活動を通して常に全校生徒に周知すること（93 頁）とするなどの記載が存在する。

- 甲 9 号証 富樫昌良が 2006 年 1 月 15 日作成。甲 4 号証の 2, 112 頁と 113 頁に記載した被災者の書き休業中の労働時間を算定した根拠についての説明。
- 甲 10 号証 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例 昭和 46 年 12 月 25 日宮城県条例。時間外勤務を命じうる根拠（第 5 条）についての条例
- 甲 11 号証 平成 18 年 10 月 30 日付け菊地省三作成の陳述書。被災時被災者と同じ学年を受け持っていた同僚の陳述書によって、生徒会活動の指導、免許外授業の担当業務、通常業務の具体的内容と過重労働のポイントなどについて立証する。
- 甲 12 号証 平成 18 年 1 月 15 日付け黒澤栄志作成の陳述書。被災時、被災者と同じ中学校のバドミントン部の顧問として、市や県のバドミントン専門部、全中の仕事を一緒に行った者から、部活動の顧問、県、市のバドミントン専門部、全中の仕事についての仕事の具体的内容と過重労働のポイント、被災者の活動の様子などについて立証する。
- 甲 13 号証の 1 教員勤務実態調査暫定集計（7, 8 月分）の概要
- 甲 13 号証の 2 教員勤務実態調査暫定集計（7 月分）
- 甲 13 号証の 3 教員勤務実態調査暫定集計（8 月分）
- 甲 13 号証の 4 教員勤務実態調査暫定集計（教員個人調査票）
- 文部科学省の委託研究（小川正人東京大学教授研究チームの設計、株式会社ベネッセコーポレーション・ベネッセ教育研究開発センターの集計）

本調査結果によると、中学校の教諭の平成18年7月の勤務時間が平均で11時間16分（生徒会活動は平均6分）、8月においても平均で8時間28分（生徒会活動は平均3分）となっていること。運動部の部活動顧問の7月の残業時間平均は2時間41分であること等

甲14号証、15号証 被災者の使用していた防備録（甲14号証は1997年4月から1998年3月まで、甲15号証は1998年4月から8月まで、被災者の記載の無いページは省略した。）

甲16号証 平成3月6日原告作成 現在の心境等。

甲17号証 写真撮影報告書 平成9年6月に原告と被災者等を撮影した写真であり、被災者が妻と子とごく普通の仲のよい家族として過ごしていた様子